

基本理念

「子どもは調布の宝、未来への希望」とし、
緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等及び地域のつながりの中で、子どもが夢を持って
健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるよう目指す。

推移・統計・ニーズ調査等から見た現状と課題（一部抜粋）
（前回の第2回子ども・子育て会議で意見交換を実施）

【少子化の懸念】

- ・年少人口の減少
- ・平均初婚年齢の状況、婚姻数の減少、若者の結婚や同姓に対する意識、不安に感じること
- ・出生数・合計特殊出生率の減少、女性の就業率上昇
- ・理想とする子どもの人数と実際の子ども数のギャップ、理想とする人数の子どもを育てやすくなるための課題

【子どもの意見・権利の尊重、健やかな成長】

- ・子どもの権利、子ども条例の認知向上
- ・子どもの権利を守るために必要な取組の検討
- ・子どもの意見の尊重、意見を言いやすくなるための取組の検討
- ・児童虐待防止、ヤングケアラーへの対応

【子育て家庭の不安や悩み】

- ・子育てでの不安や悩み（仕事と育児の両立、経済的負担など）
- ・相談件数の増加、気軽に相談できる相談先の周知・環境づくりなど
- ・子育てに関する情報の入手先（必要な情報が必要な方に届くような情報提供）

【母子保健に関する支援】

- ・ゆりかご調布面接、もうすぐパパ・ママ教室など産前からの支援
- ・こんにちは赤ちゃん訪問指導、産後ケア事業等子育て期の支援
- ・妊婦・乳幼児の健診・相談への対応

【子育て家庭の状況や多様なニーズに応じた事業やサービスの提供】

- ・日頃子どもを見てもらえる人がいない、核家族世帯の多さ
- ・市の子育て支援に関する事業やサービス等の認知（必要な方への周知）
- ・保育園待機児童数・学童クラブ入会保留児童数を取り巻く状況とその対応
- ・教育・保育の事業を利用する上で「安心して預けられる」を重視、保育の質の確保・向上への取組
- ・教育・保育事業の必要に応じた受入体制の確保、一時預かり、定期預かりニーズへの対応
- ・病児・病後児保育の継続、必要な方が気軽に利用できる周知、環境整備
- ・配慮を要する子どもの受入、処遇向上
- ・子ども食堂等食の支援や地域交流の場の提供団体への支援

【ひとり親家庭への支援・貧困対策】

- ・「ここあ」での学習支援、ボランティアの確保通信制高校通信制高校の卒業支援
- ・ひとり親家庭の就労支援、相談支援、養育費の確保の支援
- ・子育て家庭の経済的困窮への対応

【放課後児童対策、子ども・若者の居場所・相談支援】

- ・学童クラブ・放課後子供教室事業・児童館の充実
- ・放課後の過ごし方に合わせた事業の充実
- ・CAPSの認知向上、ニーズに沿ったサービス提供の検討
- ・「ここあ」の認知向上、相談件数増への対応
- ・孤独、インターネット空間との関わり、ひきこもりへの支援

基本的方向
※下線は国子ども大綱・都子供・子育て支援総合計画策定方針・市子ども条例・市基本計画「部分キーワード」

一人ひとりの子どもの意見・権利を尊重し、
健やかに成長できるように
「子育て」を支える視点

安心して子どもを産み育てることができるように
「子育て」を支える視点

将来を担う子ども・若者等が、
力を発揮できるように
「健やかな成長と自立」を支える視点

子ども・若者、子育て家庭における「子育て」・「子育て」、「健やかな成長と自立」を、
「地域と共に」支える視点

基本目標

※下線は現行計画から国子ども大綱・都子供・子育て支援総合計画策定方針・市子ども条例・市基本計画「部分キーワード」

基本目標1

子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実

基本目標2

妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

基本目標3

多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援・保育サービスの充実

基本目標4

特に支援を必要とする子ども・若者・子育て家庭への支援の充実

基本施策

※網掛けは国子ども大綱「部分キーワード」
※下線は新規や変更箇所

※施策に対する主な事業や取組、関連事業や取組は次回会議で取扱い

1-1	子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進（新規）
1-2	子ども・若者の健やかな育成（現行計画の「 <u>子どもの安心・安全の確保</u> 」、「 <u>子ども・若者の成長を支える担い手の育成</u> 」、「 <u>創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援</u> 」を統合）
1-3	子ども・若者の成長のための居場所づくり（現行計画の「 <u>居場所づくり</u> 」と「 <u>社会環境の整備</u> 」を統合して名称変更し事業を整理していく）
1-4	多様な学び・遊び・体験活動の充実（現行計画の学びと体験を統合）
2-1	子どもと保護者の疾病予防・健康支援（現行計画の「 <u>母と子どもの</u> 」から「 <u>子どもと保護者の</u> 」に変更）
2-2	妊娠前から子育て期の包括的な支援（現行計画の「 <u>妊娠・出産期</u> 」から「 <u>妊娠前から子育て期</u> 」に変更）
2-3	相談支援、学習・交流の場の充実（現行計画の「 <u>相談支援</u> 」に加え、子育て家庭への各種講座や交流事業を追記）
2-4	子育て家庭への経済的負担の軽減（現行計画から事業・取組を整理し経済的支援を集約していく）
3-1	乳幼児期における教育・保育サービス提供体制の確保・充実（現行計画の保育園待機児童対策から名称変更）※保育の質の維持・向上も含む
3-2	地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実（現行計画の地域子育て支援事業から3-1に合わせて名称変更）
4-1	様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援（現行計画の名称変更（ <u>悩みや不安を追記</u> ））
4-2	配慮を要する子どもや子育て家庭への支援（現行計画の「 <u>発達の遅れやかたよりのある子ども、障害のある子どもへの支援</u> 」と「 <u>多様な文化を持った子どもや家庭への支援</u> 」を統合し「 <u>配慮を要する</u> 」に変更）
4-3	児童虐待防止対策・社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援の充実（現行計画の重複施策を統合、ヤングケアラーへの支援は新規追加）
4-4	ひとり親家庭への支援
4-5	子どもや子育て家庭への貧困対策（現行計画の「 <u>教育支援</u> 」、「 <u>生活の安定に資するための支援</u> 」、「 <u>保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</u> 」、「 <u>経済的支援</u> 」を統合して名称変更し事業を整理していく）